

特定非営利活動法人 姫路インターナショナルスクール

理事長 荻野マリ子さん

どんな活動をしていますか?

姫路インターナショナルスクールは、在日外国人、帰国子女、英語の習得を望む幼児を対象に、英語環境での国際水準の教育を行う幼稚園です。英語での日々の園生活を通じて、母国文化と日本文化の両方を学び、将来、小・中・高、その後と進路を考える時にたくさんの選択肢ができるようにサポートできればと考えております。また、幼稚園以外でも20歳以下の姫路市近辺在住の外国人が、お互いにサポートできるグループ(Himeji International Children's Association)を作り、困ったことがあれば対応できるようにしていきます。

なぜこの活動を始めたのですか?

仕事の関係で姫路に住んでいる外国人夫婦が、自分の子どもを母国の文化も学べる幼稚園に通わせたいときに、そういった教育機関が姫路に無く、また、神戸まで行けばインターナショナルスクールがあるのですが、まだ小さな子どもをそこまで通わせることができないために、自分の仕事を断念し、仕方なく帰国してしまおうということがありました。また現在、姫路の人と外国人の人が結婚して、姫路に住んでいる人が多くなっており、日本に住んで、日本の幼稚園、学校に入り、日本の言葉、文化、社会を学ぶだけでなくいいのですが、例えばアメリカ人の場合なら、やはり母国アメリカの言葉、文化、社会も知ってほしいという親の気持ちがあります。この親の気持ち、この姫路でなかなかならないかと考えておりました。日本に



住んでいるこの機会を最大に活かして、母国のこと、日本のことを学ばせ、将来の子どもへの進路や選択肢が大きく増えます。将来の無限の可能性を考えて、子どもたちのサポートをすることができる教育機関があれば、どんなに外国人の手助けになるでしょうか。私自身、15年間英語塾の講師としており、姫路市内の小中学校でALTをしているカレンとも親しくしています。この思いを2人で話し合っている時に、「無いのなら、作っちゃえば?」ということになり、また、英語教育に熱心な親たちの縁もあり、「よし、やってみよう!」ということになり、私たちの姫路インターナショナルスクールの計画が始まりました。

他のインターナショナルスクールとの違いは何ですか?

最近インターナショナルスクールブームのように、いろいろなタイプのスクールが全国にできつつあるようです。中でも英才教育のために英語の勉強をしたり、検定対策をしたりといった、日本人が英語を学ぶため

のスクールが多いのに対して、私たちは外国人の子どもたちを対象としています。目指しているのは、外国にあるような幼稚園です。私たちはギリスの教科書を使った学習カリキュラムで授業を行います。学力の面でも高い水準を保つていきますが、同時に園生活を通じて子どもたちの社会性や心を育てることも重点をおいています。子どもたちは、外国のお祭りなどの楽しいイベントや花や野菜の栽培、遠足などを通じてさまざまな発見をし、それを英語で考えるようになり、先生やともだちとの日々の会話を通じて、ブークンでなくきちんとした英語の言葉づかいを覚えていきます。こうした英語環境の中で、外国の子どもたち、日本の子どもたちが混じり合って、お互いを尊重しあえる国際人として育って欲しいというのが私たちの願いです。

また、幼稚園や小学校に入学する頃の子どもたちは、心が揺れやすくて、親も不安な時期です。そういった子どもや親に対して、保育士やカウンセラーが心のケアも、一人ひとりに丁寧に接していきます。



特定非営利活動法人
姫路インターナショナルスクール
平成21年3月19日認証
住所:姫路市梅ヶ枝町878番地
電話(代表):079-290-8336
スタッフ携帯:080-5363-1885
ホームページ:
<http://www.himejis.com/site/>

これからの予定を教えてください。

9月から正式な開校ですが、現在それに向けてプレオープンをしております。当スクールのことを知っていただくためのもので、料金は一ヶ月一万円です。また、これからの発展としましては、子どもたちの成長とともに、卒園後に通う小学校も作る事ができれば、子どもたちの将来の選択肢を更に増やしていくことができるのではないかと考えています。そしてこのスクールだけではなく、地域の方たちとの交流ということで、英語や外国文化を知ってもらう活動もしていきたいです。

私たちを含めNPO法人の人たちは、社会のために自分がやりたいことがありません。そんな思いを持った人たちが支え合うこととでもしたい連携パートナーになり、助け合う輪ができるのではないかと思います。他のNPO法人の方々と一緒に助け合って活動を進めていきたいと思っております。

最近気になる公益法人制度のはなし

非営利法人はNPO法人だけでなく、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人もあります。その中でもNPO法人と一般社団・財団法人との違いを見つめましょう。これから法人化を考えていくな、今の活動に一番合い、やりやすい形を選ばれてはいいでしょうか? (資料から一部抜粋)

	NPO法人	一般社団法人	一般財団法人
根拠法	特定非営利活動促進法	一般社団・財団法人法	
設立手続き	①社員を10名以上集める。 ②定款や事業計画、予算書など必要書類を作成する。 ③所轄庁に申請する。 ④認証後、法務局で設立登記をする。	①定款を作成し、公証人の認証を受ける。 ②設立時理事の選任を行う。 ③設立手続きの調査を行う。 ④法務局で設立登記を行う。	①定款を作成し、公証人の認証を受ける。 ②財産の拠出の履行を行う。 ③設立時役員を選任を行う。 ④設立手続きの調査を行う。 ⑤法務局で設立登記を行う。
設立資金	不要	300万円以上	
事業内容	特定非営利活動(17分野) 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する。	制限なし	
社員数	10名以上	2名以上	
義務	毎事業年度初め3ヶ月以内に事業報告書、貸借対照表、役員名簿などの書類を作成し、主たる事務所へ備え置き、所轄庁に提出する。	事業年度ごとの計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員、債権者への開示が必要。社員総会の終結後遅滞なく貸借対照表を公告する。	
監督	都道府県知事	なし	
ポイント!	NPO法人は活動分野が限られている上、事業報告の義務等がありますが、一般社団法人はそのような決まりはありませんので自由度が高いです。ですが、NPO法人は不特定かつ多数の者の利益に寄与することや情報公開等の制度が設けられている分、法人運営の透明度が高く、税制面でも優遇されています。公益活動や非営利活動を行っていくならNPO法人を選ぶのが良いのかもかもしれません。		

NPO法人の経理・会計に詳しい税理士による 会計相談会

日々の経理・年度末の会計などお金の処理について専門家に相談しませんか?
日時:随時受付(お申込後日程調整させていただきます。)
会場:生きがいごとサポートセンター播磨西
費用:10,000円
時間:1~2時間程度
講師:大坪慎一氏(大坪慎一税理士事務所)
※相談会当日は、定款やパンフレットなど団体の活動内容が分かるものや、会計に関する資料をご持参下さい。

NPO相談会

コミュニティビジネスの運営に関することやNPO法人の立ち上げに関して聞いておきたいことはありませんか?
日時:①第2・4金曜日 10:00~、11:30~
②第3金曜日 13:30~、14:30~
会場:生きがいごとサポートセンター播磨西
費用:無料 時間:1時間
講師:前川裕司、名倉けい子
①…NPO法人の書類チェックを主にいたします。
②…NPO法人設立や運営についての相談に乗ります。

キャリア相談会

キャリア形成に関する様々な相談に乗ります。転職、キャリアアップ、就職活動など。
日時:第4木曜日 10:15~、11:30~
(変更がある場合があります。)
会場:生きがいごとサポートセンター播磨西
費用:無料 時間:1時間
予約制
※キャリアの専門家であるキャリアコンサルタントがお一人ずつ相談に乗ります。当日、相談内容により書類(履歴書など)が必要な方は、お持ち下さい。

質問コーナー

Q. NPO法人になると補助金がもらえるのですか?

NPO法人になれば補助金がもらえるようになるわけではありません。NPO法人も任意団体(法人格のないグループなど)も同じで、申請をし、審査に通らなければなりません。現在、NPO法人の数が多くなるにつれ、補助金を申請する団体も増えています。補助金を出す団体(各自治体や財団など)は、そのたくさんの申請団体からの団体にお金を出すのかを厳しく審査します。その審査時に重要視されるのが、どのような活動をしてきた団体なのかということです。活動実績を表示したり、社会的信用性を高めるために法人化したということ、補助金を出す側にしたら、そこがどういう団体かを知ることができるようになります。補助金情報は、待っていてもやってきません。自治体や各地の支援センターのHP等で公開されていますので、自分たちで団体に合った補助内容の物を探して下さい。ただ、決して、補助金をとるための活動にならないように注意して下さい。

Q. 非営利活動の「非営利」とはどういうことですか?

まず、「営利」とは、団体の構成員(株主など)の利益を追求し、団体の利益を構成員が分配することを意味します。営利会社は、株主が出資し、利益を株主に配当しています。それに対して、「非営利」とは、団体が利益を上げても構成員(理事や会員など)に分配せず、団体の活動のために繰り越していきます。つまり、「非営利=利益をあげてはいけない」のではなく、団体が収入(売上)を得、そこから必要経費を差し引き、残った利益があっても構成員に分配せず、活動のための費用とするということです。よく、「NPOが参加費をとるのはおかしい」「NPOが売上げを出してはダメ」「NPOは人件費をとってはいけない」というような声を聞くことがありますが、団体が職員を雇って給料を支払うことも、団体の経費であって、利益の分配にはあたりません。どんな活動にも必要経費はかかりますので、それを参加者から参加費や売上としてもらうことも営利活動とは言えません。